



平成27年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成28年 5月27日
法人名	社会福祉法人 だんのさと
担当 (連絡先)	山 根 晴 美 (電話：0857-36-6007) (FAX：0857-36-6009) (メール：h.yamane@dannosato.jp)

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
法人登記の資産総額の変更登記が平成27年8月11日の登記となっていた。組合等登記令第6条第3項に基づき、資産総額の変更登記は毎事業年度末日から2か月以内に行うこと。	今年度より毎事業年度末日から2か月以内に変更登記を行います。 28年5月末日までには変更登記を行います。	平成28年5月末日まで 現在、司法書士をとおして手続き中。
貴法人経理規程第59条2項の規定によると、基本財産以外の固定資産の増加又は減少については、事前に理事長の承認を得なければならぬとなっているが、平成26年7月9日に車両取得の際、理事長の承認がなされておらず、購入の際の契約も締結されていなかった。 また、車両の破棄の際も、理事長の承認がなされていなかった。貴法人の経理規程に則って手続きを行うこと。	指摘の時期には現理事長ではなかったため、今後は固定資産購入の際には事前に理事長の承認決裁を得て契約を締結します。 (別紙：「物品購入(修繕)伺」様式のとおり) 固定資産物品の破棄の場合も、今後は理事長の承認決裁を得てから処分をします。 (別紙：「固定資産物品の処分承認願書」様式のとおり)	平成27年10月より別紙様式で決裁承認を得ています。 別紙1-1 別紙1-2
月次報告は、貴法人経理規程に基づいて行われているが、規定に定められた期日までに行われているかどうか確認ができなかった。貴法人経理規程に則って処理すること。	経理規程において翌々月の15日までに理事長に提出となっているため平成27年12月分の月次報告書を2月12日に報告しました。 理事長の確認日を記入するようしました。	平成28年2月より実施しました。 別紙2-1① 別紙2-1② 別紙2-2

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>貴法人経理規程第25条第2項の規定によると、金銭の支払いを行う場合には、会計責任者の承認を得て行わなければならないとなっている。支払い関係の伺いに会計責任者の承認印が押印作成されていないものがあった。貴法人経理規程に則って手続きを行うこと。</p>	<p>承認印の漏れがないよう様式を定め、また、承認印欄をつくり承認決裁をとるよう改善しました。</p>	<p>平成28年2月1日より、実施しました。</p> <p>別紙3-1 別紙3-2</p>
<p>貴法人経理規程第29条の規定によると、出納職員は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならないとなっているが、小口現金出納帳等確認しているものが見受けられなかった。(確認印なし)貴法人経理規程に則って処理すること。</p>	<p>小口現金出納帳の日々の残高の横に責任者の確認印を押印しています。また、4月より様式の変更をし担当者・出納者・会計責任者の確認印欄を設け押印しています。</p>	<p>平成27年12月より実施しています。</p> <p>別紙4-1① 別紙4-1② 別紙4-2</p>